

e-Shien の手続きについて 受給資格認定申請の流れ(7月～3月分の申請)

前回の申請で『所得超過で不認定』もしくは『申請の意向無し』とした方が対象となります。

【e-Shien 申請者向け利用マニュアル】②新規申請編 P4～P21 までの作業をお願いします。

※e-Shien には本校ホームページからアクセスできます。

ログイン ID 通知書は卒業するまで大切に保管してください。

利用マニュアルや操作方法の動画は本校ホームページから見ることができます。

【利用マニュアル P4～5】『ログイン ID 通知書』に記載されている ID、パスワードでログイン

e-Shien にアクセスし、ログインする

意向登録(新規申請)

※前回所得超過となった方は『認定申請』から進んでください

【利用マニュアル P6～7】

1. 『意向登録』ボタンをクリック
2. 次の画面で確認事項にチェックを入れ、意向確認のどちらかを選択
3. 『入力内容確認』、『本内容登録』をクリック

申請を希望する場合

「申請意思あり」を選択

申請を希望しない場合

「申請意思なし」を選択

これで手続き完了です
会計課への提出書類もありません

※誤って『申請意思なし』を選択してしまった場合は
事務室会計課までご連絡ください。

受給資格認定申請へ進む

【利用マニュアル P8】『認定申請』ボタンをクリックしてください。

認定申請、生徒情報の入力

【利用マニュアル P8】 生徒情報が表示されるので内容を確認してください。
現住所と異なる場合は修正してください。

学校情報の入力

【利用マニュアル P9～】

在学期間の開始日: 1 年生は『2025 年 04 月 01 日～』、2 年生は『2024 年 04 月 01 日～』、
3 年生は『2023 年 04 月 01 日～』となります

保護者情報の入力

【利用マニュアル P11～】「親権者はいます」にチェックを入れ、必須項目を入力してください。

収入状況提出方法
保護者等のマイナンバー登録

**収入状況提出方法画面では『個人番号を入力する』を選択し、マイナンバーの
番号を入力してください。『個人番号カードを使用して自己情報を提出する』は選択
しないでください。**

※マイナンバーカードの読取りはしないで下さい、カードの読み取りをしてしまった場合
は事務室会計課までご連絡ください。

生活保護関係・課税地情報

【利用マニュアル P19～】 都道府県と市区町村の入力は課税地となり、2025 年(令和 7 年)
1 月 1 日現在の住民票の届出住所となります。
海外在住で課税されない方は『日本国内に住所を有していない』にチェックを入れて下さい。
(この場合、課税地の選択は必要ありません)

認定申請登録確認

【利用マニュアル P20～】 生徒情報、保護者情報等が正しく入力されていることを確認して
『本内容で申請』するボタンをクリックしてください。

臨時支援金意向登録

【臨時支援金利用マニュアル P6～】 生徒情報、保護者情報等が正しく入力されているこ
とを確認して『本内容で申請』するボタンをクリックしてください。

入力作業は以上となります。『高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書』に必要事項を
記入して会計課に提出してください。

e-Shien 登録期限 **令和 7 年 9 月 29 日(月)** 連携依頼書提出期限 **令和 7 年 10 月 1 日(水)**

【問い合わせ先】事務室会計課 043-251-7221(代)

※事務室の開室時間・電話受付時間は平日 8:30 から 16:40 までとなります